

滋 住 第 1 1 3 3 号
令和6年(2024年)10月1日

公益社団法人 全日本不動産協会滋賀県本部
本部長 伊藤 靖 様

滋賀県土木交通部住宅課長
(公印省略)

盛土規制法にかかる本県の規制区域案と許可基準の公表について

平素は、県開発許可行政ならびに盛土等の安全対策に格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、令和7年4月1日から県内全体を盛土規制法に基づく規制区域とする予定であり、規制区域内で行う盛土等については、許可または届出が必要となります。

今般、同法に基づく本県の運用につきまして、関係者への周知を図るため、規制区域案ならびに許可基準を県ホームページに掲載することとしましたのでお知らせします。

つきましては、貴本部所属の方に周知していただきたくお願い申し上げます。

併せて、別途御案内させていただきますが、同法の運用に関する説明会を開催させていただく予定をしています。

また、貴本部の研修会等においても出前講座の御希望がございましたら、お気軽に御相談ください。

記

- 1 概要 令和6年10月1日以降に滋賀県ホームページに掲載する内容のとおり。
- 2 適用 区域指定を予定する令和7年4月1日以後に着手する工事から適用します。ただし、同年3月31日以前に着手された工事においても届出等が必要となります。
- 3 掲載場所 紙媒体による発行はいたしません。

電子データを滋賀県ホームページで閲覧・ダウンロードできます。

滋賀県>県民の方>県土整備>まちづくり>許認可・申請・届出

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>

※許可基準は適宜、更新する予定です。

滋賀県土木交通部 住宅課
宅地係 北川・多胡・栗田・田中
Tel : 077-528-4240
E-mail : takuchi@pref.shiga.lg.jp